リ三

今般突如として医院当局が五月二十七日付を以て中尾善一君の解雇を文書を以て通告されたことから医院の内外に不安な空気がみなぎり然も院内には従来何等の干係もなかつた事件屋的な人物が事務室や院長室に現れて頑張つて居り別段用事もないのと怪しい人夫が医院の周囲をうろつき廻つたりしてゐることは誠に不愉快なことであり、斯る未曾有の不祥事の発生は傳統と光輝ある我が順天堂医院のために甚だ遺憾にたへない次第であります。

中尾善一君の解雇を正式に行はれたのは五月廿七日のことでありますが、これより遡り五月廿四日にかねて病院出入の佐竹及関根某と称する経丁不明の人物が現れて中尾君を院長室に呼び出し全く藪から棒に自発的退職の形式による解雇を強要して来たのであります。その理由については単に病院の都合と称するのみであつて何等の具体的理由も言明して居りません。即ち現在の医院レントゲン科には人員過剰の事実もなければ中尾君が病院に対し過失・損害を与へたる事実・勤務怠慢の罪も固よりなく全く病院の都合一点張りであります。

昭和四年以来十年一日のやうに精勤して来たものに対して何等の理由も示すことなく強圧的に解雇することは人道上果して許さるべきでせうか。解雇するにはそれ相当の解雇に価する重大なる過失がなければならず若しまた重大過失があつたとすれば過失当時注意を言い渡される筈であり、しかも現在まで一度の譴責さへなかつたことは全く解雇に価いすべき理由の絶無なることを実証するものであると信じます。況んや其の解雇の言渡しに際しても斯様な重大なる処置に対しては院長若くは武長事務長自ら行ふ可きが手続上から言つても当然なのにも不拘病院出入の人間や一度も見たことすらない事件屋風情をして言渡しめるが如きは言語同断であり従つて斯る従業から解雇の申渡しを受く可きいれも無いのであります。之を要するに中尾君個人には何等の罪科ある訳ではなく中尾君が昨年七月以来共済会の幹部の一員として悪まれざる医院従業員一同のために献身的に努力された共済会の経営の任に当つて来たことが病院当局の忌諱に触れたのであります。それ以外に我々は何等の原因として思ひ当ることがありません。しかし此の忌諱は全く不幸であります。その理由は従来病院内従業員に対する病院の待遇は劣悪極まるものであつて看護婦寄宿舎の如きは八九畳の部屋に十数名が南京虫の攻撃を受けながら雑魚寝させられたり、がんもどき半分が蒟蒻三切れ副食物の全体であつたりする状態であり其の上看護婦の賃銀の上前をはねたり一人前の男の月給が僅かに十二、三円でこき使つたりする状態であり従業員が待遇改善の願運動を起すことは当然極まることであり、少しも無理なことが無いのであります。中尾君自身もまた昭和四年より昨年七月までは僅かに二十円足らずの給料にも不拘その常務に精励しながら夜は家庭教師までしながら苦学を行つて来た状態であります。之は全く一例にすぎませんが昨年七月寄宿舎及び食事手当十八円を本給に繰り入れさせるまでは男の従業員は殆んど同様であつたのであります。病院営業も又軍に資本家の経営手腕のみではなく医師及全従業員の協力にまたねばならぬことは申すまでもありませんが病院は我々従業員の人格と生活権を蹂躙した何等の反省もしないことは私共の衷心おり遺憾とする処であります。私共は何も病院の利益を私共にも分配して貰ふ度いなどゝ要求してゐるのでは決してありません。生きて行く事が出来るやうにして戴いと言つてゐるだけであります。最後生活を保証することにまうしたのみであります。我々が安んじて病院の発展に一致協力することが出来るものと信じます。私共が昨年七月以来組織した共済会の精神も此処に立脚して居るものであります。

殊に最近の急激なる物価騰貴はたゞさへ苦しい我々の生活を一層どん底に突き落さうとして居ります。去年十円のものは今年十二、三円にもなつて居ります。即ち之は従来十円の貨幣価値が八円位に下落してしまつたのと同様であります